

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について

令和5年度から施行される地方公務員の定年年齢の引上げに係る円滑な制度移行に向け、必要な情報を早期かつ十分に提供するとともに、以下の事項について対策をとること。

- ・職員の規模や年齢構成のほか、行政ニーズも地方公共団体によって異なることから、各地方公共団体の実情にあった柔軟な運用が可能となるよう制度に一定の柔軟性を持たせること。
- ・制度移行期も含め、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の運用について

会計年度任用職員制度の運用に必要な財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を確実に講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、下水道事業等の重点事業を含む全ての法非適用企業において地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することが必要との要請があったところである。その移行に当たっては、地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

4 地域国際化等の推進について

- (1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。
 - ・ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等において、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、その拡充を図ること。
 - ・ 地方公共団体による外国人に対する日本語教育、生活支援や相談体制の整備・拡充などの取組に対し、継続的で十分な財政的支援を行うとともに、外国人受入環境整備交付金について、交付対象とする事業の範囲を拡充すること。
また、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。
 - ・ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の取得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、外国人材等のニーズに応じた日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。また、国による「日本語教育の参照枠」の普及が新たに進められるなか、都道府県における普及に対して地方財政措置を行うこと。
 - ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。
 - ・ 帰国・外国人児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。
 - ・ 義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。
 - ・ 帰国者や外国人及び外国にルーツを持つ人の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。
とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。
また、医療保険の適用のない外国人が受診した際の医療費の未払問題など外国人を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。
 - ・ 災害時に外国人支援を行う人材の養成等を推進すること。また、地震、台風、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実に努めること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。
- (2) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。
- (3) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方

警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

- (4) 令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、令和4年度から開始される旅券の電子申請及び令和4年度以降順次可能となるクレジットカードによる手数料の納付については、旅券事務が本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、次のとおり対応すること。
- ・情報通信基盤や機器整備については、都道府県・市町村に財政負担を及ぼさないよう、国の負担により対応すること。
 - ・システム構築・運営については、住民サービスの低下を招かないよう、市町村窓口等での旅券申請・交付手続きが引き続き対応可能なものとする。
 - ・実施に当たっては、国におけるコールセンターの設置等により申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう対応すること。